

# 西アフリカ(経済)通貨同盟の成り立ちと近年の動向(前篇): 旧宗主国フランスとの関係を中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2019-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Masaki, Toyomu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/00055066">http://hdl.handle.net/2297/00055066</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 西アフリカ(経済)通貨同盟の成り立ちと近年の動向(前篇) — 旧宗主国フランスとの関係を中心に —

金沢大学 人間社会研究域 経済学経営学系

正木 響 Masaki Toyomu

### 1 はじめに

アフリカに関心を持つ日本企業が増えてきた。ビジネス情報誌などでアフリカ投資や経済に関する特集が組まれることも珍しくなくなった。「アフリカのマージナリゼーション」が論壇を賑わせていた時代を知る者としては、隔世の感を禁じ得ない。こうした変化の原因として、近年、アフリカの国の多くが高い経済成長を遂げていること、BOPビジネスに対する関心が高まっていることなどが指摘されよう。しかしながら、百戦錬磨の日本のビジネスマンが実際にアフリカでビジネスを立ち上げる際に、他国では観察されなかった事柄に面食らうこともあるはずである。旧仏領アフリカを中心とする西アフリカの8ヵ国で共有される共通通貨CFAフランもその一つであろう。本稿では、本号と次号の2回に分けて、CFAフランの成り立ちとその通貨を共有する西アフリカの地域経済共同体の進化の過程と現状について論じたい。

まず、本号(前篇)では、西アフリカの通貨同盟の成り立ちから経済通貨同盟への移行の概略を示し、次に、この通貨同盟はアフリカ諸国間のみならず、旧宗主国フランスが提供する通貨協力が基盤となって形成されている点を見ることにする。

### 2 CFAフランの登場から UEMOAの誕生まで

CFAフランの起源は第二次世界大戦勃発直前の1939年にフランスが形成した単一通貨圏—フラン圏—に遡る。このフラン圏は1945年12月25日、つまりフランスがIMFに加盟する日の前日に事実上崩壊し、翌日12月26日から、西アフリカ銀行が発券を担当する仏領西アフリカ(Afrique Occidentale française、以下AOF)と、海外フランス中央金庫が担当する仏領赤道アフリカ(Afrique Equatoriale française、以下AEF)に、新たな通貨となる「アフリカのフランス植民地フラン(Colonies Françaises d'Afrique Franc: CFAフラン)」が導入されることになった。これにより、フランスの通貨とアフリカの通貨価値が分離することになり、新通貨とフランス本国フランの交換レートは100CFAフラン=166本国フランに固定された。このCFAフランは、1958年に、ドゴール大統領が提案したフランス共同体構想に併せて、その正式名称をフランス共同体フラン(Franc de la Communauté Française d'Afrique)に変更し、この間に、フランスフランとの交換レートも2度にわたる切り下げとフランスフランのデノミにより、1948年に100CFAフラン=2本国フランに調整された値が維持された。

なお、フランスが19世紀末から20世紀前半にかけて形成した二つの植民地、仏領西アフリカと仏領赤道アフリカそれぞれに対して、1955

年に、「西アフリカトーゴ発券局」と「赤道アフリカ・カメルーン発券局」が設置され、独立間近の1959年に、前者は西アフリカ諸国銀行(Banque Centrale des Etats d'Afrique Ouest:BCEAO)に、後者は赤道アフリカ諸国・カメルーン中央銀行に取って代われ、これらの銀行が、それぞれの地域の発券・金融政策を担うこととなった。なお、赤道アフリカ諸国・カメルーン銀行は、1972年に現在の中部アフリカ諸国中央銀行(Banque des Etats de l'Afrique Centrale:BEAC)へと改組されている。

さて1960年に、AOFとAEFおよびその委任統治領は14カ国の新国家として独立を果たした。このうち、ギニアを除く13カ国が2つの通貨同盟に分かれ、それぞれの枠内で旧宗主国フランスと個別に経済・通貨・財政に関する2国間協定を締結し、植民地時代の通貨圏を独立後も維持することを選択した。ただし、CFAフランの正式名称は、西アフリカ地域についてはアフリカ金融共同体(Communauté Financière Africaine)フラン、中部アフリカ地域についてはアフリカ金融協力(Coopération Financière en Afrique)フランへと再び変更されることとなった。つまり、これら2つのCFAフランは、略称もフランスフランとの交換レートも同一であるが、異なる中央銀行が発券する全く異なる通貨なのである。

以下では、西アフリカを中心に中央銀行の設立と通貨同盟の形成についてみてみよう。ま

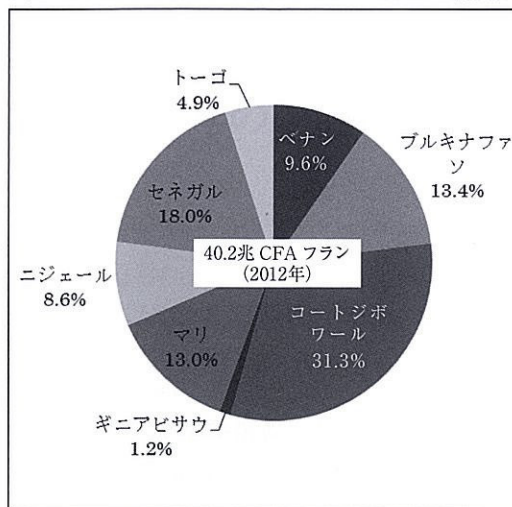
ず、1962年に、コートジボワール、ダホメ(現ベナン)、オートヴォルタ(現ブルキナファソ)、モーリタニア、ニジェール、セネガルの6カ国で西アフリカ通貨同盟(Union Monétaire Ouest-Africaine、以下UMOA)を形成し、翌年にトーゴが加わった。UMOA加盟国は加盟直後にフランスとの間で通貨協力に合意し、これにより、CFAフランの通貨価値はフランスフランに固定され、BCEAOの本部はパリにおかれ、アフリカ諸国が保有する外貨はすべてフランス国庫に開かれた操作勘定に預けられることになった。つまり、アフリカ諸国は1960年に政治的独立を果たしても、対外決済においては、植民地時代の制度をほぼ踏襲することを選択したのである。

しかしながら、1971年のニクソンショックとそれに伴うブレトンウッズ体制の崩壊を受けて、1973年に新たなUMOA協定が締結され、その際にフランスとの通貨協力も見直され、本部はパリからセネガルのダカールに移され、操作勘定に預けなければならない外貨準備の比率も100%から65%に下げられた。しかし、通貨協力協定の第10条で、フランスがBCEAOの理事会に2名の理事を送ること、その2名は、UMOA地域の各国から選出された他の理事と同等の権限をもつこと、つまりアフリカ諸国が独立した後も、旧宗主国が旧植民地の金融政策に介入する体制は維持された。なお、1973年の新協定締結の際に、モーリタニアが

図1: UMOA/UEMOA 加盟国



図2: UMOA/UEMOA 地域のGDPと加盟国別内訳



出所: Banque de Franceのサイトよりダウンロードした統計より筆者作成。

UMOA から離脱し、他方、1984年にマリが加盟している。これに1997年に加盟した旧ポルトガル領のギニアビサウを加えて、現在の加盟国は図1の網掛け部で示した8カ国になる。ちなみに図2に見るように、域内で圧倒的な経済力を誇るのは、長らく内戦状態にあったコートジボワールである。1991年から2012年までの当該地域の貿易収支構造も、図3にみるように、コートジボワールが単独で稼ぎ出した貿易黒字に他の加盟国が依存する状態にある。2000年頃にコートジボワールは産油国に転じたこともあり、それ以降、順調に貿易黒字を伸ばしている。他方、コートジボワール以外の国の主な輸入製品は、資本財、石油関連製品、食料など、いずれも国民生活に不可欠な財であり、それらを上回る輸出は行えていないのが実情である。なお、2007年から2008年にかけてCFAフラン建て輸入額が急増しているのは、ユーロの減価に伴いCFAフランも減価していることが大きな理由である。為替レートが減価すれば、国内通貨建て価格が上昇するため、理論的には輸入量は減るはずであるが、代替製品を生産できていなければ、生活必需品であるだけに、輸入額は急増することになる。また、内陸国から

の輸出品が世界市場で競争力を持つのは難しいこともあって、加盟国間の経済力格差が依然として大きいことも図2、図3より見てとれる。

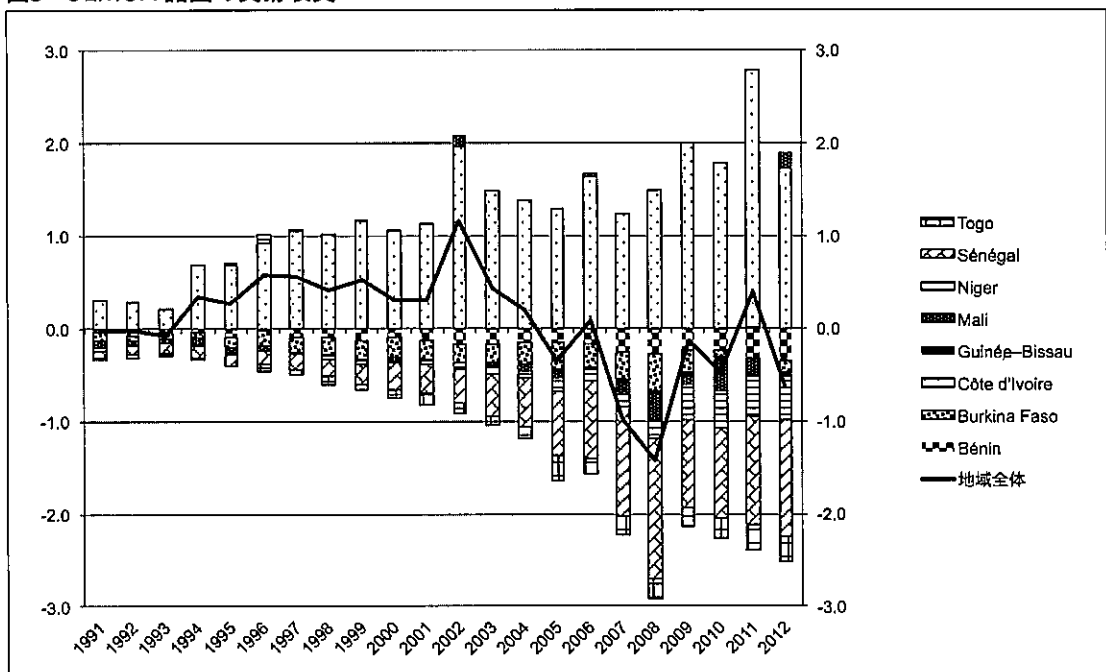
ところで、後述するCFAフランの歴史的切り下げ前日の1994年1月10日に、UMOAと全く同じ加盟国からなる西アフリカ経済通貨同盟(Union économique et monétaire ouest-africaine 以下UEMOA)が形成されている。UEMOA設立の目的は、(1)加盟国間の経済・金融活動の競争力強化、(2)加盟国間の経済パフォーマンスおよび経済政策の収斂、(3)共同市場の形成、(4)経済政策の調整、(5)共同市場の運営・法律の制定・税制の調整、の以上であり<sup>\*1</sup>、単なる通貨同盟を越えて、関税同盟や経済共同体創設を可能とする枠組みの形成が意図されている。もっとも地域経済統合研究の一人者であるベラ・バラッサ(1928-1991)の地域経済統合の発展段階によると、ユーロの事例にみるように、通貨同盟は、本来、関税同盟や経済共同体を形成した後にくるべきものである。しかしながら、CFAフラン圏はユーロとは逆に、通貨統合を実現した後に、経済共同体や関税同盟を形成するプロセスを歩んでいるのである。

ところで、1994年のUEMOA設立時点では、UMOAはUEMOAに統合される予定であった。実際、UEMOA協定の第4章第2節では、UEMOAとUMOAの融合 (fusion) とそれに伴うUMOA協定の修正案が提示されていた。そもそも、西アフリカでは、1962年に発足したUMOAと関税同盟から始まった西アフリカ経済共同体 (Communauté des Etats de l'Afrique de l'Ouest、以下CEAO)それぞれが別々に通貨統合と経済統合を目標に掲げながら並存する状態にあった<sup>※2</sup>。そこで、それら2組織を統合すべくUEMOAが設立され、1994年3月15日に、CEAOの方は解散された。こうした経緯もあって、1994年から2000年代に書かれた論文にはUMOAとUEMOAを同一視するもの、もしくは1994年時点でUMOAが消滅したかのような書きぶりのものが少なくない。しかし、中央銀行の独立性を担保するのであれば、UEMOAとは異なる次元で、金融政策や中央銀行の運営を行う枠組みが必要なはずである。

※1: UEMOAのHPより、<http://www.uemoa.int/uemoa/historique.htm>

※2: もともと、UMOAに加盟していないモーリタニアがCEAOには加盟しており、一方、UMOAの加盟国であるベナンとトーゴが、CEAOではオブザーバーとしてしか参加しておらず、二つの組織の加盟国は厳密には一致していない。

図3: UEMOA 諸国の貿易収支 単位: 兆 CFA フラン



出典: Banque de Franceのサイトよりダウンロードした統計から筆者作成。

結局、BCEAOをより国際水準に見合った中央銀行にする目的もあって、2007年1月20日に開かれた元首会議で、通貨協力案件に限定した組織UMOAと中央銀行BCEAOの改革案が認められ、2010年4月1日に新UMOA協定と新BCEAO定款が発効することとなった。これに伴い、UEMOA協定第4章第2節の内容は、「都合の良い時期にUMOA協定と本協定を統合する」という一文を残して全て見直され、UMOAとUEMOAは、加盟国は同じでも異なる役割を与えられた組織として併存することとなった。UMOAとUEMOAの使い分けの基準であるが、通貨同盟や金融政策など、中央銀行BCEAOに限定されたトピックのときにはUMOAが、それ以外の政治経済を含むときにはUEMOAが使われる。本稿でも、その基準を踏襲することにする。

さて、ここでCFAフランの特殊性を改めて確認したい。2つのCFAフラン圏諸国は、アフリカ諸国間で通貨を共有しているのみならず、フランスとの通貨協力協定の下で、現在においてもフランスフランに対してレートが固定されている。実は、1948年に設定された100CFAフラン=2フランスフランのレートは1994年1月11日に見直されるまで46年間も維持された。この間に、ブレトンウッズ体制崩壊に伴う変動相場制への移行、1980年代の構造調整融資開始、そしてアジア諸国の急激な成長といった世界的な構造変化が見られても、レートが見直されることはなかった。1994年1月12日からの新レートは、100CFAフラン=1フランスフランとなったが、1999年1月1日に、フランスフランがユーロに置き換わっても、以前のレートを維持したまま1ユーロ=6.55957FF=655.957CFAFで固定されている<sup>※3</sup>。次節では、このフランスとアフリカ諸国間の特殊な通貨協力関係について論じたい。

### 3 UMOA加盟国に対するフランスの通貨協力とそれがUEMOA地域に与える影響

ハードカレンシーに自国通貨をペグさせても、外貨準備不足から切り下げを余儀なくされる途上国が珍しくない中、CFAフランがフランスフラン(1999年以降はユーロ)に対して切り下げられたのは1948年から2014年までの66年間で1度のみである。それを可能としているのは、西アフリカにおいては、UMOA諸国がフランスとの間で締結した通貨協力協定によって、表1に見るような原則がフランスによって保証されているからである。なお、(4)の外貨準備の集中は、アフリカ側に、常時、対外純資産の少なくとも50%(2005年9月までは65%)をフランス国庫に開かれた操作勘定(compte d'opération)にフランスフラン(ユーロ誕生後はユーロ)で預けることを義務づけている。操作勘定は、フランス国庫内に開かれた勘定で、当初は、BCEAOが保有する外貨の全てをフランスフランでここに預けることが義務づけられていた。具体的なメカニズムは、輸出等によって域外から外貨が流入する際には、フランスフラン(現在はユーロ)に換算されて勘定の貸方に、輸入等によって域外に支払いが必要な場合には、借方に必要額が計上され、即ち両者の差がBCEAO地域の対外収支となり、仮にそれが赤字になってもフランス国庫が無制限に差額をカバーすることになっている<sup>※4</sup>。

表1: UMOA諸国に対するフランスの通貨協力: 4つの原則

(1) フランスフラン(ユーロ)との交換レートの固定
(2) CFAフランのフランスフラン(ユーロ)に対する無制限交換をフランス国庫が保証
(3) 各CFAフラン圏内とフランス間での資本移動の自由
(4) フランス国庫に開かれた操作勘定に外貨準備の集中

しかし、無制限といっても、アフリカ側のモラルハザードを喚起しないよういくつかの措置が講じられている。例えば、1973年にUMOA

協定の付則として発効したBCEAOの定款の第51条で、(1)中央銀行の対外総資産(Avoirs Exterieurs Bruts)/流動負債<sup>※5</sup>(Engagements Monétaires à Vues)が、3ヶ月続けて20%以下になったときには、理事会を開いて必要な措置をとることを義務付けている。ちなみにこの指標はBCEAOでは発行通貨カバー率(Taux de couverture de l'émission monétaire)と呼ばれ<sup>※6</sup>、1989年末時点でわずか8%、切り下げ直前の1993年末時点で17%にすぎなかったが、1994年には81%を超え、2000年以降、100%を超える水準を保っている。なお、先にみたように、UMOA加盟国には、貿易収支黒字を積み上げている国と正反対の国があるが、操作勘定がプラスかマイナスかについては、地域全体の値から判断されるため、まさにアフリカ諸国の間で通貨協力が行われていることになる。

次に図4では、1992年から2012年までの約20年間の操作勘定残高の推移と、それが中央銀行外貨準備高に占める割合および、この外貨準備高が当該地域の輸入総額に占める比率を示している。本図より、まず、2005年の比率見直しまで、操作勘定残高/中央銀行の外貨

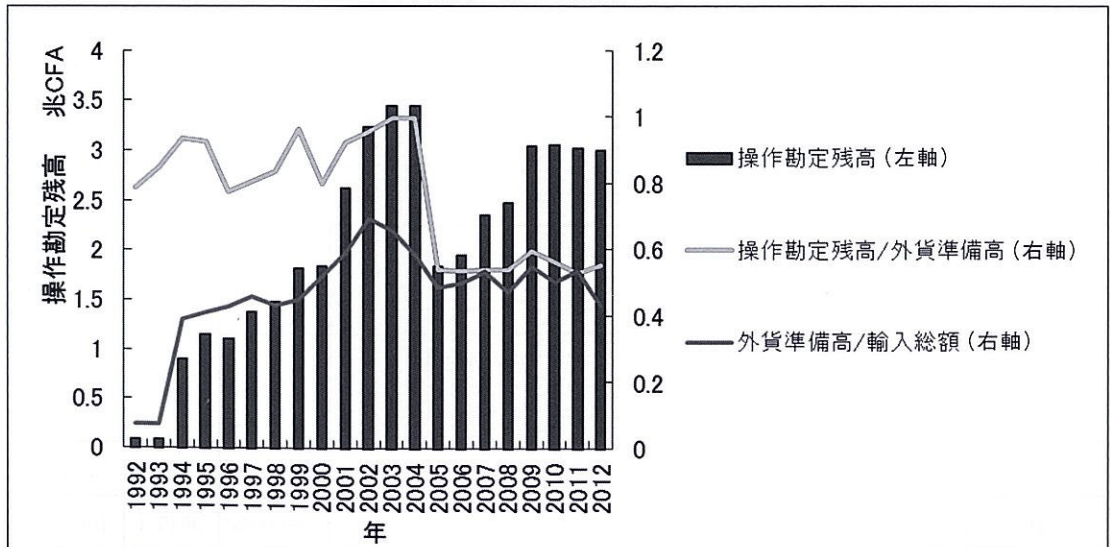
※3：フランスフランからユーロに移行する直前の1998年11月23日、コモロを含むアフリカのフラン圏諸国とフランスとの通貨協力関係はユーロ導入によって何ら影響を受けないことが欧州連合理事会で確認されている。ただし、フランスと当該アフリカ諸国がこれらの合意に全責任を負い、フランスの責任者は、欧州委員会、ヨーロッパ中央銀行、経済社会委員会に定期的に状況を報告すること、平価見直しに際しては、事前に経済社会委員会に通告すること、加盟国の増減といった大きな変更を必要とする場合には、欧州理事会から事前に承認を受けることが義務付けられている。

※4：この場合には、BCEAOからフランス国庫に対して決められた率の利子が支払われる。

※5：具体的には、現金通貨発行額、金融機関の準備金、政府の預金などの合計を指す。

※6：英語では、Money issuance coverage rateとされる。

図4：BCEAOの操作勘定残高と外貨準備高に占める割合



BCEAO Annuaire Statistique 2007および2012より筆者作成。

保有高は1に近く、つまりBCEAOが保有する外貨の大半がフランス国庫内の操作勘定に預けられていたことが読み取れる。この背景には、操作勘定に預けられた外貨準備に対して、フランス国庫から低くはない利子が支払われ<sup>※7</sup>、加えてフランスの操作勘定に預けている間に、フランスフラン(1999年以降はユーロ)がSDRに対して、通貨協力に合意した1973年12月4日の基準日より減価した場合には、フランスからBCEAOに対して補填がなされることになっていたからである<sup>※8</sup>。つまり、BCEAOにとっても、自行で外貨を保有するよりも操作勘定に預けるインセンティブが高く、これにより植民地時代と同様、フランスに外貨が集中する仕組みが維持されることとなった。しかし、このことは、本来、国の経済発展や成長に使われるべき資源を過剰にフランス国庫に預ける危険性を孕む。実際、外貨準備の適正水準は、一般的には輸入の3ヵ月分とされるが、当該地域は、世界で最も経済水準が低い地域の一つであり

ながら、その倍に近い6ヵ月分の外貨が、常時、手元におかれている状態にある(図4の外貨準備高/輸入総額)。

実際、2001年と2012年のBCEAOの中央銀行勘定(表2)をみても、BCEAOの資産は対外総資産に偏っており、金融機関や政府への貸し出し比率が低いことが理解できる。これは見方によっては、域内経済の成長を促すに必要な信用供与が十分に行われていないことを示唆しているともとれる。実際、対政府向け信用が相対的に大きかったこともあって、2001年時点の金融機関向け信用は総資産のわずか1.2%に留まっている。このことは、現在においても、当該地域の民間部門が十分に育っていない事実を説明しているとも言えよう。また、政府向け信用についても、BCEAOは、1974年以降、各政府の前年の歳入の20%を超えない範囲でのみ前貸しを認めるなど比較的厳格なルールを適用してきた。アフリカには、政府の財政赤字を中央銀行が補填した結果、経済破綻に陥る国が少

表2：2001年と2012年の BCEAO の中央銀行勘定 単位：10億 CFA フラン

	資産					負債			
	2001		2012			2001		2012	
対外総資産	3103.8	70.20%	7051.2	73.30%	現金通貨 発行額	1839.5	41.60%	4381.1	45.60%
政府向け信用	1261.7	28.50%	1516.2	15.80%	中央銀行 当座預金	421.1	9.50%	1419.9	14.80%
金融機関向け信用	54.2	1.20%	1049.7	10.90%	対外負債	1102.9	25.00%	1523.7	15.80%
					政府からの信用	325.9	7.40%	834.5	8.70%
					その他	730.2	16.50%	1457.9	15.20%
計	4419.6	100.00%	9617.1	100.00%	計	4419.6	100.00%	9617.1	100.00%

出所 BCEAO *Annuaire Statistique* 2001および2012より筆者作成。



なくないが、特定の政府下に中央銀行が存在しているわけではないUMOAでは、中央銀行の独立性を比較的保持しやすく、無節操な政府向け融資が抑制されてきたといってもよい。

なお、2001年から2012年にかけてBCEAOのバランスシートが約2倍に伸びているにもかかわらず、政府向け信用がほとんど増えていないのは、1998年12月に、UEMOAの閣僚会議の場で、中央銀行が、直接、加盟国政府の財政赤字補填を行うことが禁止され、加えて2001年7月に、公債市場の立ち上げに向けた規程が新たに導入されたことがある。つまり、これ以降、政府部門も中央銀行からではなく、市場を通じて必要資金を調達するのが一般的になった。Sy (2007) によると、2000年の時点でゼロであった短期割引国債の発行額は2006年には2,000億CFAフランに達し、同じく長期国債についても、同期間で50億CFAフランから120億CFAフランに発行額が増大しているという。これに伴い、民間銀行もより効率的な運用先として国債に関心を持ち始める。実際、民間銀行が準備預金をBCEAOに預けても、それに対して支払われる利子はゼロであるのに対して、国債の利率は5.5%から6.5%である。さらにこれらの国債はローカル通貨で発行可能なことから、為替リスクがゼロで、当該国政府にとっても負担の少ない資金調達方法になる。これら国債はアビジャンの地域共通の証券市場(Bourse Régionale de Valeurs Mobilières: 以下BRVM)を通じて取引され、域内の金融市場の統合はもちろんのこと、ギニアビサウ、ニジェールなど国内に投資家が少ない国にとっても国債が発行しやすい環境創出に一役かっている<sup>※9</sup>。近年は、外貨建て長期国債も発行されており、先日も、セネガルが発行した5億ドルの10年物国債に8倍の応募があったことが話題になるなど<sup>※10</sup>、低格付け公債人気の追い風を受けて、当該地域の国債取引も活発化している。

※7: 概ね、EURIBOR (欧州銀行間取引金利)3ヶ月物(近年3%~4%)を上回る率になるというGuillaumont 2006: 71)。

※8: 2002年まで、ユーロはドルに対して著しく減価したが、この制度により、フランス国庫は、2001-2002年間で、4億5000万ユーロをアフリカ諸国の中央銀行(中部アフリカ含む)に移転している(Guillaumont 2006: 71)。

※9: BRVMは、コートジボワールのアビジャン証券市場を(Bourse des Valeurs d'Abidjan: 以下BVA, 1976年設立)格上げする形で1998年に設立された地域共通の証券市場である。当初は株式が中心に取引されていたが、2001年から加盟国政府が発行する債券を取り扱うようになり、現在は公社債の取引も行っている。

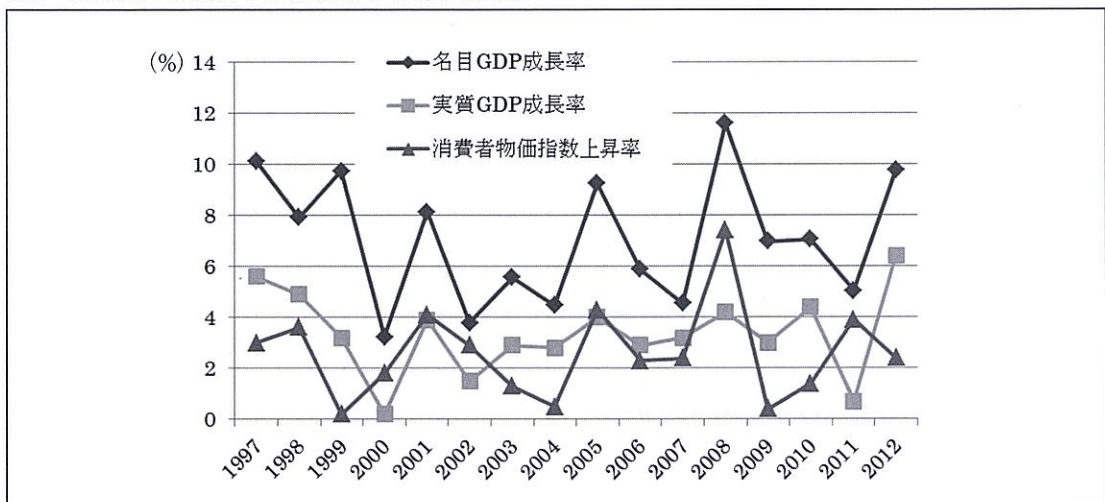
※10: 日本経済新聞社、2014年7月29日朝刊。

なお、詳しくは次号で紹介するが、2010年に導入されたBCEAOの新定款の第18条では、中央銀行が加盟国政府や公共機関に対して引き受けることが可能な公債の上限は、これら政府・機関の2年前の歳入に金融政策委員会が設定した比率を乗じた金額とされている。参考までに2014年7月時点での比率は35%となっている。

ところで、表2では、2012年においても、BCEAOの対内資産が依然として小さいことが示されている。仮に、BCEAOが域内金融機関への信用供与を増やしてバランスシートを拡大させた場合、当該資金は金融機関の口座に振り替えられることから、結局、負債側の現金通貨発行額や中央銀行当座預金、つまり流動負債を同時に増やすことになる。しかし、フランスとの通貨協力協定の下で、対外資産/流動負債の比率は20%以上でなければならない。したがって、BCEAOのバランスシートの拡大は抑制される傾向にあり、結果的に、図5にみるように、グローバル経済危機が発生した2008年の年を除いて、消費者物価上昇率は4%以下と、他のアフリカ諸国に比べて抑えられている。しかし、他方で、このことは高い経済成長を喚起しないという状態を生み出していた。

再び図4に戻ろう。切り下げ前の段階では極めて低い水準にあった操作勘定残高が、1994年の切り下げ以降、2005年の比率見直しまで急速に増えていることが読み取れる。この背景には、多額の支援がフランスおよびブレトンウッズ機関から供与されたこと、次に、輸出競争力の高まりにより対外資産が増加したことがある。対して2005年以降、操作勘定残高/外貨準備高が0.5の水準で安定して推移しているのは、2005年9月20日に、1973年の操作勘定協定の補則として、以下のような合意が結ばれたことがある<sup>\*11</sup>。まず、(1) 操作勘定に預けなければならない外貨準備/中央銀行の対外純資産の値を65%から50%に下げ、(2) 残りの運用はBCEAOの自由裁量に委ね、仮に、(3) 操作勘定の貸方残高が借方残高を上回っている場合には、欧州中央銀行が定める利子が支払われるが、その際に(4)ユーロが減価することによって操作勘定の資産が減っても、(1)で定められている比率の外貨準備分しか減価分の補償を行わない。これにより、2005年以降、アフリカ諸国がフランスとの通貨協力で義務付けられている5割の水準を超えて操作勘定に外貨を預けるインセンティブはなくなった。そして操作勘定

図5：UEMOAの成長率と物価水準(1997-2012)



出所 Banque de FranceのHPよりダウンロードしたデータに基づいて筆者作成。

に預けられなくなった外貨準備は、2005年以降、外貨建債券で運用されるようになりつつあることが、フランス銀行が毎年発行する年報 *Zone Franc* の巻末 ANNEXI に掲載される BCEAO の中央銀行勘定の変化からも確認できる。

#### 4 小括

植民地時代から続くフランスとアフリカ諸国の強固な通貨協力関係も、21世紀に入って徐々にゆるやかな関係に変化をとげつつあるように思える。これはある意味、アフリカ諸国が徐々にフランスから経済的な独立を実現しつつあることを示唆しているとも言えよう。次号の後篇では、UEMOA の地域経済統合の実態と、それを ECOWAS レベルに拡大させる計画の実現可能性および、金融政策や債券市場での新たな動きを紹介する予定である。

##### 【参考文献】

統計・政府系定期刊行物

Banque de France, *Zone Franc*.

BCEAO, *Annuaire Statistique*.

岡田昭男

(1995) 「フラン圏の形成と発展」(財)国際協力推進協会。

正木響

(2009) 「西アフリカの地域経済統合の成り立ちと現状」『金沢大学経済論集』第29巻第2号、325-361。

(2011) 「グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション—植民地時代の遺産を乗り越えて」『アジア・アフリカ研究』第51巻第3号、44-67。

(2014) 「アフリカ経済のグローバル化とリージョナル化」、北川勝彦・高橋基樹編『現代アフリカ経済論』ミネルヴァ書房、近刊。

Balassa, B.

(1961) *The Theory of Economic Integration*, Richard D. Irwin, Homewood.

Guillaumont J., S.

(2006) "L'indépendance de la Banque Cntrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest: une réforme souhaitable?", *Revue d'économie du développement*, 20, 45-77.

Sy, A.N.R.

(2007) "Local Currency Debt Markets in the West African Economic and Monetary Union", *IMF Working Paper*, WP/07/256:1-17.

※11: フランス共和国上院のHP  
<http://www.senat.fr/rap/108-099-34/108-099-3463.html> より(2014年8月12日閲覧)。